

ア 分離課税に関する事項		所得の種類	所得の生ずる場所	㊦ 収入金額	㊧ 必要経費	㊨ 差引金額 (㊦-㊧)	㊩ 特別控除額	㊪ 所得金額 (㊨-㊩)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
賞与等								
合計								
贈与先所在地								
贈与先名称								
電話番号								

イ 給与所得の内訳		ウ 扶養控除追加記入欄	
月	日給	氏名	住所
1		1 氏名	住所
2		2 氏名	住所
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
贈与先所在地			
贈与先名称			
電話番号			

ケ 事業・不動産所得に関する事項		所得の種類 (営業)	場所 (熊本市中央区手取本町1番1号)	所得の生ずる場所	決算額	年間収入金額			
売上金額	①	2,123,041							
期首たな卸高	②								
仕入れ金額	③								
期末たな卸高	④								
売上差引 (①-②+④-③)	⑤								
差引金額	⑥	2,123,041							
租税公課	⑦	30,000							
水道・光熱費	⑧	78,334							
旅費・交通費	⑨	40,000							
通信費	⑩	10,300							
広告・宣伝費	⑪								
接待・交際費	⑫	38,355							
損害保険料	⑬								
修繕費	⑭	35,000							
経費合計	⑮	816,989							
所得金額	⑯	870,700							
専従者控除	⑰								
所得金額	⑱	435,352							
資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却基礎金額	③耐用年数	④償却率	⑤償却期間	⑥償却額 (②×④×⑤)	⑦必要経費算入額 (⑥×⑤)	⑧未償却残高
普通車	H28.3月	2,000,000	2,000,000	5	20.0	12/12	400,000	100%	400,000
光ケーブル (設置費)	H19.3月	3,000,000	150,000	-	-	12/12	30,000	100%	30,000

事業・不動産に関する事項
 事業・不動産所得の収入、支出の内訳を記入します。(平成26年1月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。)

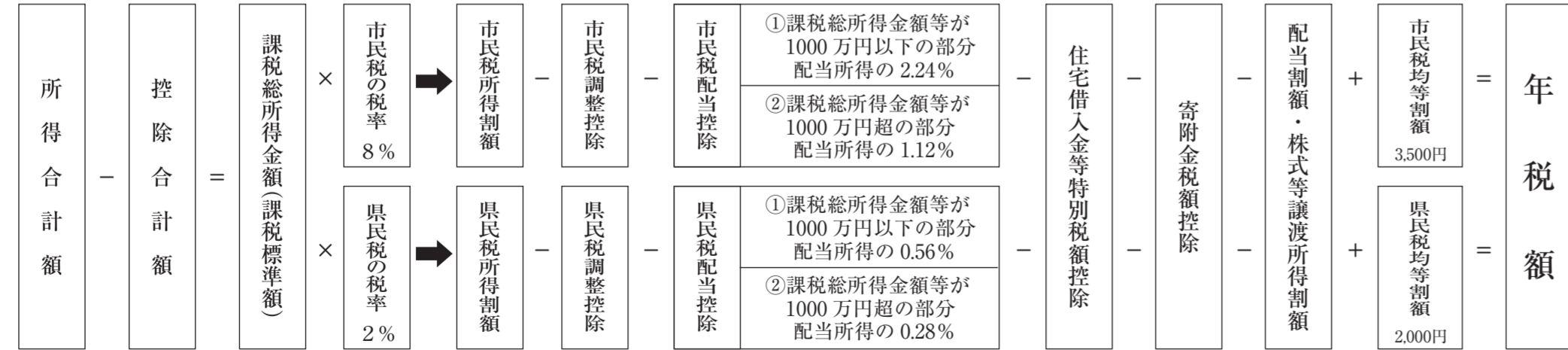
租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です(固定資産税、自動車税など)。住民税、所得税は含まれません。

必要経費は、事業に使用したものです。家庭で支出したものは含まれません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除の計算式〕
 専従者控除前所得 (⑥-⑳) ÷ (専従者人数+1)
 ※上限額は配偶者86万円、その他50万円になります。

減価償却費は購入日が平成19年3月31日以前か以後かで計算が異なります。平成19年3月31日以前は、旧定額法及び均等償却します。以後は、定額法で償却します。詳しくは市民税課へお尋ねください。

市民税・県民税の計算方法 (詳しくは市民税課にお尋ねください)



非課税の所得基準 (※)

- (1) 所得割・均等割非課税対象者
 ア 令和3年(2021年)1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
 イ ひより親、寡婦、障害者、未成年者で令和2年(2020年)中の合計所得金額が135万円以下の人。
 ウ 令和2年(2020年)中の合計所得金額が31.5万円×(本人+扶養人数)+10万円(単身の場合も加算)+18.9万円(扶養人数ありの場合のみ加算)以下の人。
- (2) 所得割非課税対象者
 令和2年(2020年)中の総所得金額等が35万円×(本人+扶養人数)+10万円(単身の場合も加算)+32万円(扶養人数ありの場合のみ加算)

令和3年度【令和2年(2020年)分】市民税・県民税 申告書の提出について

あなたの **令和2年1月1日から12月31日までの** 収入に対する申告です。

令和3年度【令和2年(2020年)中の所得に対する】申告受付を以下のとおり実施します。例年、申告会場は多くの方が来場し、過密状態のため、**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送での申告をお願いします。**

●申告書等は**原則郵送でご提出ください。**
 ●郵送で申告書を提出する際は、マイナンバーカード(個人番号カード)等本人確認書類、源泉徴収票並びに各種証明書など必要書類を必ず添付してください(コピー可)。
 ●やむを得ず、対面による申告相談を希望される方は、下の日程表のとおり各区に1ヶ所程度、広い相談会場を設けますので、お越しく下さい(混雑緩和のため、申告書への記入が可能な箇所は出来るだけ記入のうえ、お越しく下さい)。
 ※混雑状況によっては、相談会場への入場を制限する場合がございますのでご了承ください。
申告に関するご相談は市民税課申告専用相談ダイヤル ☎096-328-2183(1月4日~3月15日)へ

申告が必要な方

令和3年(2021年)1月1日現在、本市に住所がある方で令和2年(2020年)中の収入の状況等が次に該当する方
 ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
 ・給与所得者でその他の収入があった方
 ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
 ・退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方)
 ・公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
 ・世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
 ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
 ・雇用保険のみを受給していた方
 ・収入がなかった方(市内に住所がある親族に扶養されている方を除く)
 ・上場株式等に係る譲渡所得等や配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方 など

申告の必要がない方

・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
 ・収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
 ・収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
 ・収入がなく、本市に住所がある親族に扶養されている方

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、下の日程表の○印がついている会場において、**還付申告のみ受け付けます。**
次の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告会場(熊本城ホール)での申告をお願いします。
 ●事業(営業、農業、不動産)所得のある方 ●確定申告で雑損控除を受ける方
 ●所得税の納付が必要な方 ●譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
 ●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
 ●死亡した方の申告(準確定申告)をする方
 ●確定申告書控に受付印が必要な方 ●令和元年(2019年)分以前の申告をする方

令和3年度【令和2年(2020年)分】市民税・県民税申告相談日程表 ◎土曜日、日曜日及び祝日は行なっておりません。

区	申込告知	会場	対象校区(地区)	期日	時間
中央区	×	市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本市民会館)2F大会議室	城東、壺川、碩台、五福、向山	3月8日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			出水、砂取、出水南、白川 託麻原、天江、白山 本莊、春竹、一新、慶徳 帯山、帯山西、黒髪	3月9日(火) 3月10日(水) 3月11日(木) 3月12日(金)	
東区	×	東部公民館2F大ホール	託麻西	2月25日(木)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			託麻東 託麻南 函園 西原、健東東 長嶺、若葉 秋津、泉ヶ丘 尾ノ上、桜木 健東、桜木東 月出、山ノ内 託麻北、東町	2月26日(金) 3月1日(月) 3月2日(火) 3月3日(水) 3月4日(木) 3月8日(月) 3月9日(火) 3月10日(水) 3月11日(木) 3月12日(金)	
西区	○	西部交流センター多目的室(西区役所隣)	河内、古町、芳野、高橋、中島	3月1日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			城西、小島 白坪、春日 城山、花園 池田、池上	3月2日(火) 3月3日(水) 3月4日(木) 3月5日(金)	

※会場への入場、番号札の配布は8時半を予定しています。
 ※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、確定申告の受付はできません。
 ※上記申告期間は、各申告会場に市民税課職員が向向するため、各区役所税務室窓口では申告受付はできません。
 上記の各会場で申告をお願いします。
お願い
 ○会場内ではマスクの着用をお願いします。併せて検温を実施しますのでご協力をお願いします。
 ※申告記載用のボールペンもご持参ください。
 ○できるだけお住まいの校区の期日にお越しく下さい。ただし、都合が悪い場合は他の校区の日の会場でも申告できます。
 ○駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。 **X-600,000**
 ○状況によっては早めに受付を開始することもありますので、あらかじめご了承ください。
 ○**医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しく下さい。**

申告に必要なもの

- 印鑑(認印可・シャチハタ不可)
 - マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(被扶養者分を含む)
 - 収入を証明できるもの
 - 給与収入や公的年金等収入のある方は源泉徴収票や収入証明書等
 - 帳簿、収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)
 - 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)
 - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)又は領収書
 - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
 - 医療費明細書、医療費の領収書、医療費通知など医療費が分かる書類(保険等による補てんがある場合、補てん金額が確認できる書類)
- ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方
- セルフメディケーション税制の明細書
 - スイッチ OTC 医薬品の領収書
 - 健康保持増進及び疾病の予防への一定の取組みが証明できる書類(定期予防接種の領収書、定期健康診断の結果通知表など)
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の受領書
- 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類
 - 前年度に雑損控除や雑損失の繰越控除の申告をされた方のうち、本年度に繰越損失額がある方は、繰越金額がわかるもの
 - 上場株式等に係る譲渡所得等や配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方は、特定口座年間取引報告書及び確定申告書の控
 - 前年度の申告書や収支内訳書の控 など

市県民税(個人住民税)の試算と申告書作成ができます!
 令和3年1月25日より市ホームページ上にある「住民税額シミュレーションシステム」を使って市・県民税の申告書を作成することができます。
 「住民税額シミュレーションシステム」は、源泉徴収票などから数字を入力することで、市・県民税(個人住民税)を試算するもので、お持ちのプリンターで印刷すると市・県民税申告書が作成できます。作成した申告書は、関係書類とともに市民税課に郵送等でご提出ください。
 ※申告データをインターネットを介しての提出はできません。また、郵送提出用の封筒は各区役所税務室窓口にて備付けてあります。

市・県民税申告について、詳しくは、市役所市民税課(☎096-328-2181)へ
 ※各区役所ではお答えできませんのでご注意ください!

申告書の書き方 新型コロナウィルス感染拡大防止のため、原則郵送での申告をお願いします。 ※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。（申告会場にはできるだけ記入のうえお越してください。）

1・2・3. 営業等・農業・不動産所得

事業、不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。
これらの所得は裏面⑤の「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

4. 利子所得

預貯金の利子、合同運用信託などの収益分配にかかる所得を記入します。

5. 配当所得

株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面⑤に再掲してください）。また、地方税の特別（源泉）徴収がある場合は裏面⑤にその金額を記入します。なお、裏面⑤に記入する金額は特別徴収される前の金額を記入します。

コ・サ. 総合譲渡所得

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などを売った際の所得金額

所得計算式は 売却金額 - (取得価格 + 売却必要経費) - 特別控除 (上限50万円)
※保有して5年以上経過するものは特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。なお、売却したものが2つ以上ある場合は市民税課へお尋ねください。

シ. 一時所得

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。

所得計算式は 収入金額 - 掛金等 - 特別控除 (上限50万円)
※特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。

申告不要制度の利用

上場株式会社等の配当所得・譲渡所得がある場合、住民税で申告不要制度を選択できます。詳しくは市民税課にお尋ねください。

① 雑損控除 (支出した金額が分かる書類 (領収書等) の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の所有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。

- ・ (損失額 - 保険、損害賠償などで補填される金額) - (総所得金額等の10%)
- ・ 災害関連支出の金額 - 5万円
- ※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額 (がれき撤去費用など)

② 医療費控除

(医療費控除の明細書、支出した金額が分かる書類 (領収書等) の原本の提示又は添付が必要です。次の1か(2)のいずれか一方を選択する必要があります。なお、選択後の変更はできません。)

(1) 本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。(限度額200万円)
「支払った医療費」-「高額医療、保険金などで補填される金額」
-「総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方」

(2) 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) を受けられる場合 (健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可)
本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医薬品 (スイッチ OTC 医薬品) の支払額から1万2千円を引いた額を控除します。(限度額8万8千円)

③ 社会保険料控除 ④ 小規模企業共済等掛金控除 (証明書の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額をそのまま控除します。(親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。)

⑤ 生命保険料控除 (証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」【旧】の記載がありますのでご確認ください)

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料 (新契約のみ) を記入します。
契約日が平成23年12月31日以前か、以後かで控除の計算式が異なりますので分けてご記入ください。控除の計算式は下表のとおりです。計算した結果を控除欄欄に記入します。

※新旧混在の場合は (例) 新生命保険料の計15,000円 + 旧生命保険料の計20,000円の控除額は (13,500円 + 17,500円 = 31,000円) となりますが上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で28,000円を超える場合は、その額が控除額 (上限35,000円) になります。

【新契約 (平成24年1月1日以後)】		【旧契約 (平成23年12月31日以前)】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～12,000円	支払保険料の金額	～15,000円	支払保険料の金額
12,001～32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	15,001～40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
32,001～56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	40,001～70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

生命保険料控除の上限額は70,000円

⑥ 地震保険料控除 (証明書の提示または添付が必要です。)

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。

【地震保険料控除】		【旧長期損害保険料控除】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～50,000円	支払金額 × 0.5	～5,000円	支払金額
50,001円～	一律25,000円	5,001～15,000円	支払金額 × 0.5 + 2,500円
		15,001円～	一律10,000円

※上限額は25,000円です。

⑦ 本人該当控除 (※)

本人該当控除は下表のとおりです。※障害者手帳をお持ちの場合は申告することで障害者控除額が加算されます。控除額は⑨扶養控除をご参照ください。

種類	適用条件	控除額
ひとり親控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子 (総所得金額等48万円以下) を有する単身者 (合計所得500万円以下に限る) の場合。	30万円
寡婦控除	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず子以外の扶養親族 (合計所得金額48万円以下) がいる場合。 ・夫と死別後婚姻をしておらず合計所得金額が500万円以下の場合。	26万円
勤労学生控除	・大学、高校または専修学校などの学生で合計所得金額75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合。	26万円

現住所をご記入ください。上記、送付先に既に住所が印字されている場合で、記載内容とお変わりなければ同上で結構です。

既に印字されている申告書については、改めて記入する必要はありません。
※令和3年(2021年)1月1日時点の住所が異なる場合は、二重訂正のうえ余白に新しい住所をご記入ください。

令和3年度【令和2年(2020年)分】市民税・県民税申告書(提出用)

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本 太郎

現在所 熊本市中央区手取本町1番1号

令和3年1月1日の住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名	熊本 太郎			
個人番号	1	2	3	4
生年月日	18年 1月 1日		電話番号	096-328-2111
世帯主氏名	熊本 太郎	配偶者氏名	本人	養護又は保護

●収入・所得に関する事項

種類	支払元名称	支払額	④収入金額	⑤必要経費等	所得金額 (④-⑤)
給与	クマモト建設	9,000,000	9,000,000	給与所得控除	6 6 9 0 0 0 0 0 0
	クマモト電気	50,000	50,000	公的年金等控除	7 4 1 2 3 4 5
	クマモト生命	5,000,120	5,000,120	雑所得	8 2 0 2 1 2 3
	クマモト生命	100,000	100,000	雑所得	9 5 0 0 1 0 0
	クマモト生命	100,000	100,000	雑所得	0 6 6 4 4 6 8
雑	日本年金機構	1,512,345	1,512,345	雑所得の合計	7 + 8 + 9
雑	講演料	267,676	267,676		
雑	クマモト生命	100,000	100,000		
	営業等	2,123,041	2,123,041	営業等	ア 816,989
	農業			農業	イ
	不動産			不動産	ウ
	利子			利子	エ
	配当	50,000	50,000	配当	オ
総合譲渡	短期				コ
総合譲渡	長期				カ
一時	5,000,120	4,000,000	1,000,120	500,000	シ 5 0 0 1 2 0
総合譲渡の譲渡・一時	コ + { (サ+シ) × 1/2 }				11 2 5 0 0 6 0
所得金額の合計			6 + 10 + 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 11		1 2 8 8 0 0 0 0 0

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除種類	控除原因	控除年月日	控除される金額	控除額
①雑損控除	水害	R2年 4月 1日	6,000,000	23 5 0 0 0 0 0 0
②医療費控除	国民健康保険料		100,000	24 1 5 0 0 0 0 0
③社会保険料控除	国民健康保険料		100,000	13 1 4 0 0 0 0 0
④小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類		100,000	14 1 0 0 0 0 0 0
⑤生命保険料控除	個人年金保険料		15,000	6 4 0 0 0 0 0
⑥地震保険料控除	地震保険料		30,000	2 0 0 0 0 0 0
⑦本人該当控除	ひとり親控除			2 6 0 0 0 0 0
⑧配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者	熊本 ひばり		3 3 0 0 0 0 0
⑨扶養控除	扶養親族	熊本 大介		8 6 0 0 0 0 0
	熊本 椿			4 3 0 0 0 0 0
	熊本 次郎			7 3 5 4 0 0 0

⑧ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 (※)

配偶者控除は昨年の合計所得金額が48万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。
配偶者特別控除は合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。(なお、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除も配偶者特別控除ともに適用はありませんが、非課税限度額の算定等の扶養親族として申告される場合は、同一生計配偶者欄へを記入します。)

配偶者特別控除	控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者の合計所得金額48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額48万円超～100万	33万円	22万円	11万円
100万超～105万	31万円	21万円	
105万超～110万	26万円	18万円	9万円
110万超～115万	21万円	14万円	7万円
115万超～120万	16万円	11万円	6万円
120万超～125万	11万円	8万円	4万円
125万超～130万	6万円	4万円	2万円
130万超～133万	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用無し		

市・県民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記入が必要になります。

後日、市民税課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。できるだけ、連絡のとれる電話番号をご記入ください。

6. 給与所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。交付を受けていない場合は裏面の給与所得の内訳に月取等を記入の上、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄のカに記入します。次にカの金額をもとに給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。※所得金額調整控除の適用がある方については、裏面⑤所得金額調整控除に関する事項にご記入ください。

●給与所得の計算式(※)

給与収入 (X)	給与所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 ～ 1,618,999 円	X - 550,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	Y × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円	Y × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	Y × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	X × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 ～ 円	X - 1,950,000 円

7. 雑(公的年金)所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)

雑所得は大きく分けて3つに分かれます。それぞれの所得についての計算は下記のとおりです。
●公的年金等所得の計算式(※)
キ 公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください(複数ある場合はその合計)

収入金額 (X)	受給者が65歳未満(昭和31年1月2日以降生まれ)		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	X-600,000	X-500,000	X-400,000
1,300,000～4,099,999円	0.75X-275,000	0.75X-175,000	0.75X-75,000
4,100,000～7,699,999円	0.85X-685,000	0.85X-585,000	0.85X-485,000
7,700,000～9,999,999円	0.95X-1,455,000	0.95X-1,355,000	0.95X-1,255,000
10,000,000～	X-1,955,000	X-1,855,000	X-1,755,000

収入金額 (X)	受給者が65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	X-1,100,000	X-1,000,000	X-900,000
3,300,000～4,099,999円	0.75X-275,000	0.75X-175,000	0.75X-75,000
4,100,000～7,699,999円	0.85X-685,000	0.85X-585,000	0.85X-485,000
7,700,000～9,999,999円	0.95X-1,455,000	0.95X-1,355,000	0.95X-1,255,000
10,000,000～	X-1,955,000	X-1,855,000	X-1,755,000

●業務(※)
原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがある場合記入。
「総収入金額」-「必要経費」

●その他(個人年金など上記2つ以外のもの)
「収入金額」-「必要経費(個人年金の場合、掛金など)」
公的年金等所得金額とその他の所得金額の合計が雑所得金額になります。

⑨ 扶養控除 (※)

<扶養控除表>

種類	内容	控除額
特定	平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた人(19歳以上23歳未満)	45万円
老人	昭和26年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成17年1月2日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

<障害者控除表>本人該当控除 配偶者控除共通

種類	内容	控除額
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	4名以上の扶養親族がいる場合又は別居の扶養親族がいる場合は、裏面⑤扶養控除追加記入欄に記入します。 同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

⑩基礎控除(※)

合計所得に応じて控除額が右表の通りとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用無し